

自治会集会施設自動体外式除細動器設置事業補助金交付要綱

(平成28年5月11日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町補助金交付規則(昭和45年島本町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、自治会集会施設自動体外式除細動器設置事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自治会の集会施設に自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置するための費用に対し、予算の範囲内で補助することにより、地域における救命体制の充実及びそれに伴う救命率の向上を図り、もって自治会活動における安全・安心の推進及びコミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とする。

(交付の対象団体)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、島本町自治会長連絡協議会に加盟している自治会であって、その区域内に集会所等の集会施設がある自治会とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助限度額及び補助限度台数は、別表のとおりとし、補助金は、予算の範囲内で町長が定める額を限度として交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、町長に対し、自治会集会施設自動体外式除細動器(AED)設置事業補助金交付申請書(様式第1号。第8条第1項において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 対象AEDの形状、規格等が確認できるカタログ、仕様書等
- (3) 位置図及び設置箇所の分かる平面図
- (4) 規則第3条第1項の補助年度事業計画書(様式第2号)及び当該年度収支予算書(様式第3号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付申請があったときは、必要な審査を行い、補助金交付の適否について決定しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、自治会集会施設自動体外式除細動器(AED)設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 緊急時にAEDを使用できるよう日常点検を実施し、消耗品の交換など適正な管理に努めるとともに、機器の耐用年数を勘案し、購入後8年間は当該自治会で保管しなければならないこと。
- (2) 自治会役員等（会長、副会長、会計等）の中に、普通救命講習を過去3年以内に受講した者又は補助年度内に受講する者がいなければならないこと。
- (3) 施設の主な出入口にAED設置の掲示をするとともに、AED設置情報を町ホームページ等で公開することに同意すること。
- (4) 補助金の交付を受けたAEDを滅失した場合は、町長にその旨を速やかに届け出なければならないこと。
- (5) 補助金の交付を受けたAEDを他に移譲してはならないこと。ただし、自治会の解散又は合併、集会施設の管理の変更等があった場合は、事前に町長に届け出た上、取扱いについて協議するものとする。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後8年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助金交付決定の取消し等がない限り、補助年度内にAEDを購入し、設置しなければならないこと。

(事業の中止、申請事項の変更等)

第8条 第6条第2項の規定による交付決定の通知を受けた自治会（第10条第1項において「補助団体」という。）は、事業を中止し、又は申請書に記載した事項を変更しようとするときは、自治会集会施設自動体外式除細動器（AED）設置事業補助金中止・変更申請書（様式第3号）によりその旨を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の交付決定額等を変更するものとする。

3 町長は、前項の規定による取消し、又は変更を決定したときは、自治会集会施設自動体外式除細動器（AED）設置事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金交付の時期等)

第9条 補助金は、規則第7条第1項ただし書の規定により、随時これを交付するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助団体は、補助事業が完了したときは、自治会集会施設自動体外式除細動器（AED）設置事業補助金実績報告書（様式第5号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後、速やかに町長に提出するものとする。

- (1) AED設置に係る領収書及び内訳書の写し

- (2) 写真（設置状況の確認ができるもの）
- (3) 規則第 8 条第 1 項の補助年度事業実施状況報告書（様式第 7 号）及び補助年度収支決算書（様式第 8 号）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	必要附属品及び取付工事（業者に設置を依頼する場合に限る。）を含む A E D の初回設置費用。ただし、保守点検、修繕、滅失、買換え及び附属品の更新等に係る経費は、対象外とする。
補助限度額	1 0 万円又は補助対象経費のいずれか低い方
補助限度台数	1 団体につき 1 台